



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 30 年 1 月 25 日

30 年新春号

No. 39

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 石谷 秀志
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 真奥 隆・岩間新吾・田中俊英・根尾玲子・杉本あすか



『松島 (まつしま)』
＜宮城県＞



『巖美溪 (げんびけい)』
＜岩手県＞



＜写真：森永 正樹 先生＞



【30 年新春号 主な内容】

- | | | | |
|-----|----------------------------|-----|-----------------------------|
| 1 面 | 写真『松島』、『巖美溪』 | 6 面 | 寄稿『支部旅行』 |
| 2 面 | 高岩副支部長あいさつ | 7 面 | 寄稿『支部ゴルフ』 |
| 3 面 | 研修受講義務について | | 会員の異動 |
| 4 面 | 第 38 回誌上研修
『医療費控除の改正事項』 | 8 面 | 最新研修ビデオの紹介、
原稿・写真募集、編集後記 |



新年のごあいさつ

副支部長 高岩弘至

平成 30 年の年頭にあたり、謹んでお慶びを申し上げます。

旧年中は、支部の会務運営に対し深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。本年も昨年同様、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

私は、総務と綱紀監察を担当させていただいています。総務では、不測の災害等に適切かつ迅速に対応するため危機管理体制の構築が叫ばれており、9月1日には、本会が行う「危機管理模擬訓練」に参加しております。

当初は、阪神・淡路大震災の教訓をもとに広域的な災害を中心的に考えられておりましたが、最近は、異常な気象の変化で局地的にある一定の地域だけが思わぬ災害に出くわす状況がでており支部単位でも対応が必要になってきております。昨年の10月に2週にわたって上陸した台風では、河川が危険水域を突破し、我々の活動地域に多くの避難の情報がもたらされました。我々の業界は、会計事務所専用機やパソコンで顧客の情報をインプットして仕事をしています。この電子機器は水に弱い。電気がないと止まる。この二つはあまりに当たり前のことですが、いざとなるとその対応に失敗し、情報だけでなくその後の業務復旧にも支障がでてきます。水害被害可能性の確認、浸水対策用品の準備、損害保険の加入のほか、重要情報のバックアップ方法などについて今一度ご検討いただきますようお願い申し上げます。



さて、干支には守護本尊がついていて今年の戌年は、阿弥陀如来で「極楽浄土に導き、救済の力、滅罪、敬愛」の利益があると言われております。戌年には勤勉で努力という意味もありますので、ご利益を自ら手繰り寄せるよう努力して行きましょう。では、平成 30 年が会員の皆様にとって、実り多い年、事業繁栄の年になることを祈念し、本年も変わらぬご高配を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

保険事業

全国税理士共済会

～暮らしと事業の安心保険。充実したプランで関与先を応援～
VIP大型総合保障制度

～少子高齢化時代の公的年金を補完。豊かなエルドリーライフを実現～
全税共年金

近畿税理士企業共済会

～企業の健全な発展のため～
総合事業保障プラン

その他

団体所得補償保険、団体医療保険、自動車保険、火災保険
ゴルフアール保険

積立年金事業

～税理士及びその従業員が加入できる拠出型企業年金保険～
阪奈積立年金制度 ※満71歳まで加入できます。

共済制度

～個人事業主または会社役員等の退職金にそなえる～

小規模企業共済制度

～中小企業の連鎖制度にそなえる～

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

～従業員の退職金にそなえる～

中退共済制度（中小企業退職金共済制度）

あっせん事業

～多方面にわたる業務提携。組合員特典を見非ご活用ください～

税理士業務 / 不動産 / 税理士カード・ローン /

健康（PET検診など） / レクリエーション（旅行・観劇など） /

その他（生活雑貨、衣料品、ゴルフ、カーリース、セキュリティなど）

※一部WEB販売（書籍、電化製品など）



大阪・奈良税理士協同組合

万全のサポート体制で、組合員のさらなる発展を目指します！



〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4（近畿税理士会館11F） TEL (06) 6941-6888 / FAX (06) 6947-2800

皆様の研修時間が公表されることになりました!!

研修委員会

[研修受講時間の公表]

研修については、「税理士会員は、一事業年度に 36 時間以上の研修を受講しなければならない。」という受講義務規定が設けられております。

これに伴い、税理士会は、所属する税理士会員の受講時間その他の研修受講義務の履行などに関する情報を、公表することとしています。

具体的には日本税理士連合会のホームページ(税理士情報検索サイト)に、各会員の受講時間等を掲載することによって、公表されます。



今後最初に公表されるのは、平成 30 年度(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)の研修受講義務の履行等の情報で、平成 31 年 10 月 1 日に行う予定です。

ここにいう「研修受講義務の履行等の情報」とは、税理士会員の①受講義務時間(通常は 36 時間)、②受講実績時間、③達成率、④義務時間按分情報(免除期間中、年中途加入の情報)を予定しています。

一事業年度に 36 時間以上の研修を受講できなかった場合、原則的には会則遵守義務違反となります。当支部では、支部会員の先生方に 36 時間以上の研修を達成していただけるよう今後より一層研修内容を充実してまいりますので、研修を受講されますようお願い申し上げます。

[マルチメディア研修]

また業務や会場定員等で研修会を受講できない会員のためにも、税理士会が開催した各種研修会のテキスト・収録ビデオが近畿税理士会のホームページの右上部「税理士の方へ」から入り、「近税パソネット 21」内の研修情報に掲載されています。こちらを利用したの研修(マルチメディア研修)の受講も、当該収録時間がその研修の受講時間となりますので、「研修受講管理システム」で受講時間の認定申請をされる形でご利用ください。





第 38 回 誌上研修 『医療費控除の改正事項』

研修委員 山口 秀美

いよいよ平成 29 年分の所得税の確定申告が始まります。平成 28 年度の改正事項のため既にご承知のことかとは思いますが、今回の申告から初適用となる医療費控除にかかわる改正事項を再確認しておきたいと思っております。

1. 医療費の領収書の提出の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要となりました

従来、申告書を紙で提出する場合には医療費の領収書の添付または提示が必要でした。

今後は、それに代えて医療費控除の明細書の添付が必要となったので、電子申告をする場合と同じく、法定申告期限から 5 年間の保存（税務署からの提示または提出を求められた場合にはそれに応じる必要があります。）を条件に、領収書の提出は必要がなくなりました。

注）平成 31 年分までの申告では、経過措置で医療費の領収書の添付または提示でも可

2. 医療保険者から交付を受けた医療費通知書の添付で、明細の記入を省略できます

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などの医療費通知により、医療費の計算が可能な部分は、その合計額で記載できます。

3. セルフメディケーション税制

平成 29 年分の申告からは、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例が初めて適用できることとなります。

①対象者

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、健康診断、人間ドック、予防接種など一定の取組を行っている居住者であること

②対象医薬品

自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品（医師の処方箋のある医療用医薬品から薬局やドラッグストアで購入できる医薬品に転用された医薬品（スイッチ OTC 医薬品）適用対象となる医薬品の一覧（約 1600 品目）が、厚生労働省の HP に掲載されています。一部の対象医薬品については、その医薬品の箱にセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが記載されており、レシートにもその旨が明示されます。

セルフメディケーション
税 控除 対象



0285	*ララ A ゴールド S3	¥924
合計		¥924
	(内税計	¥68)
お預り		¥1,000
お釣り		¥76
お買上点数	1 点	

「*」印はセルフメディケーション税制対象



支部旅行に参加して

三王 知行

10月13日、14日と宮城県に支部旅行に行って参りました。

私自身は昨年度は申込みをしていたのですが、急な事情で参加できなくなってしまい、今年が初めての支部旅行でした。

早朝6時半に関西空港に集合し、LCCのピーチ航空を利用して仙台空港に到着しました。仙台空港は海岸から約1.4キロしか離れておらず、東日本大震災では津波に襲われました。空港ビルには当時の津波の高さを示す表示が残されていました。

仙台空港からはバスで塩釜まで移動し、そこから遊覧船で日本三景の一つ、松島まで移動しました。松島の観光を行った後、昼食をいただきました。

午後からは再びバスで石巻へ。石ノ森章太郎氏の作品を展示した石ノ森萬画館を訪問しました。歴代ライダーやロボコン、サイボーグ009などが展示されています。年配から若手までそれぞれの世代で見た作品が異なっており、同氏が非常に幅広い期間に渡り活躍されていたことが感じられました。

また石巻も東日本大震災の被害を受けており、語りべの方とともに沿岸部を回り、当時の状況をお聞きました。「がんばろう！石巻」看板に隣接する慰霊碑の前で、全員で黙祷を捧げました。

夕方になったので仙台市内のホテルに移動し、夕食へ。夕食は牛タンを始めとする仙台名物を一同で楽しみました。その後は解散し、各々行きたいところへ・・・私はもう1件牛タンを食べにいきました。牛タンを焼いたものだけでなく、新鮮なタタキもいただきました！

翌日は、岩手県平泉まで足を伸ばし、中尊寺金色堂に参拝しました。教科書でも有名な金色堂ですが、大阪に住んでいると平泉まで行く機会もなかなかありません。色んな場所に行って見聞を広められることも、支部旅行の良いところだと実感いたしました。

最後はふたたび仙台に戻り、伊達政宗の築いた青葉城址を訪問した後、仙台空港からピーチで関西空港に戻ってきました。

今回、初めて支部旅行に参加いたしました。普段ゆっくりとお話できない支部の先生方とお話できたり、自分では企画することが大変な遠方の観光地などを見ることができたりと、非常に良い経験ができました。これまで参加されたことがない方も、ぜひ来年の支部旅行に参加されてはいかがでしょうか？





支部ゴルフコンペ

真奥 隆

昨年12月1日に支部ゴルフコンペが岸和田カントリー倶楽部で開催されました。近年、支部ゴルフコンペに参加される先生方は増え(今回は19名参加)、常に5組で開催されることが多くなりました。私事ですが、平成15年2月に税理士登録し同年4月に初めて支部ゴルフに参加しました。その時のゴルフ場も、岸和田カントリー倶楽部だったことを覚えています。

ここ最近のゴルフの調子は悪く直前のスコアは、117でしたのでまさか優勝できるとは思いませんでした。この日は天候にも恵まれ少し風がありましたが、ゴルフ日和でした。メンバーは、石谷支部長・笠井博之先生・大同生命保険の恒松様でしたが、笑いの絶えないメンバーで楽しくラウンドできました。

毎回のことですが、朝の一ホール目第一打は緊張するものですが、この日は、一組目のオーナーを引き当ててしまい全員が見守る中第一打はテンプラ気味でした。しかし、この日は普段かなり曲がるドライバーのOBがなく、不得意なグリーンまわりのバンカーにも捕まらず、アプローチとパターの調子がよく、更に石谷支部長のちょい滑りのギャグ(ロングロングアゴーなど)にも負けずスコアをまとめることができました。

前半の梅コースを46でまわったことで、昼休憩中にたくさんの先生に「優勝いけるよ」と発破をかけられましたが、後半の松コースでは力が入り51をたたきました。前後半共に40代でまわりたかったです。今回優勝できた要因は、約2年前に支部ゴルフのハンディキャップの改正がありました。それ以後2年間成績が悪くハンディキャップが下がらずそのままだったからです。

ゴルフは、メンタルによって大きく左右されるスポーツです。一回のラウンドで一発でも思い通りの球が打てればそれだけで気分がよくなります。今回もドライバーで一発、少し長めのパットが入ったりして気持ちよくラウンドできました。次回のコンペでは、ハンディキャップは下がり優勝は難しくなりますが、今回同様楽しめたらと思います。

次回の支部ゴルフコンペは、確定申告明けの4月、気候もちょうどよくなることだと思います。たくさんの先生方のご参加お待ちしております。



会員の異動

平成30年1月15日現在・・・会員数 125名 (内税理士法人 3)

<入会>



H29.8.24 柿原 直人先生
登録番号：136137
生年月日：S44.10.9
泉大津市曾根町2-10-13
藤原マンション206号室
TEL：0725-21-1677
FAX：0725-21-1678



H29.10.26 脇山 侑典先生
登録番号：136806
生年月日：S63.12.20
和泉市久井町420番地
TEL：090-5049-5088

<転入>



H29.11.3 札本 清先生(東支部より)
登録番号：129378
生年月日：S52.9.7
和泉市池上町1-7-26-202号
TEL：0725-30-4774
FAX：0725-30-6333



最新研修ビデオの紹介

<マルチメディア研修（日税連）>

「マイナンバー質疑応答事例集」
「民法（債権法）改正の要点
－6つの重要テーマ解説－」

<プロフェッショナルセミナー>

「はじめての合併における留意点」
「国際税務のキモを理解する ー基本的な考え方から実務問題の対応までー」

<法学ゼミナール>

「民事法と租税裁判例（その①/その②）」【前・後編】

<地域研修会>

「圧倒的に調査率の低い書面添付をした相続税申告方法」

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

「資本取引の法務・会計・税務と実務上の留意点」
「中小企業における会社法実務」

<全国統一研修会>

「税理士業務で失敗しないための相続法
～民法に対する苦手意識を克服～」
「国際税務の基礎と外国税額控除の適用」
「個別対応方式と一括比例配分方式&税制改正と消費税法トラブル」
「資本取引に係る実務
～ケーススタディを交えて詳説～」
「所得拡大税制の実務 ー別表の表記をふまえてー」
「税務調査上問題になり易い土地評価事例
ー現場の実務に活かす通達・裁決等の見方ー」
「税理士からの法律相談」
「相続税法特有の更正の請求の実務」
「相続対策における課税問題 ー税法時価の検証と同族間取引のポイント～」
「復習 簡易課税」
「民事信託の法務と税務
ー概要の理解と活用事例検討ー」
「預貯金債権の遺産分割性と節税養子の有効性を巡る最高裁判決の検証」

原稿・写真募集!!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。夜景等は、わかりにくい傾向があります。また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL：0725-33-7400

FAX：0725-33-7405

e-mail：izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp



編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

平成30年の新春号はいかがだったでしょうか。高岩先生のごあいさつは、不測の事態に陥った時に迅速に対応できるような危機管理体制のお話でした。人命はもちろん仕事をするうえで必要なデータの損失などの損害を事前に防ぐために努力する必要性を感じました。山口先生の誌上研修は、医療費控除の改正事項についてでしたが、これに限らず様々な部分で制度の改正が行われており、しっかりと対応していくことの重要性を改めて感じました。三王先生は支部旅行初参加だそうですが、普段あまり経験できない時間を過ごすことが出来たと表現されています。これまで未参加の会員先生も今後の支部旅行に是非ご参加ください。支部ゴルフで優勝された真奥先生は、メンタルの重要性について触れられていますが、このことは仕事にも通じるものがあるなど思いながら読ませていただきました。

お忙しい中寄稿にご協力頂きました先生方、誠にありがとうございました。

研修受講時間の公表に関するお知らせも重要な情報ですので、ご確認お願い致します。

多忙な時期ではありますが健康面にも留意され、益々のご事業のご繁栄を祈念申し上げます。(S.I)